



平成30年10月17日  
大臣官房官庁営繕部  
計 画 課

## 公共建築工事の発注者が適切に役割を果たすために ～「公共建築工事における発注者の役割」解説書を改定～

国土交通省は、建設業等における働き方改革・生産性向上などにおける公共建築工事の発注者の役割の理解促進を図るため、公共建築工事における発注者の役割についての解説書※を改定しました。

※「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）に基づき、平成29年6月に第一版を作成。

今回の改定では、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、以下のポイントを追記しました。（詳細は別紙参照）

### 〈主な改定ポイント〉

- ・ 週休2日の確保等を踏まえた適正な工期設定
- ・ 適切な設計者選定に向けた「建築設計業務委託の進め方」の作成
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な競争参加資格の設定
- ・ 適切な積算数量の算出に向けた「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」の作成
- ・ 適正な予定価格の設定に必要な法定福利費や安全衛生経費の適切な計上
- ・ 品確法違反となる歩切りの禁止
- ・ 生産性向上のための工事の関係者間調整を円滑化する取組 など

今後、公共建築工事の受発注者に解説書を通じて発注者の役割の周知・普及に取り組むとともに、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行ってまいります。

※答申及び解説書（第二版）につきましては「発注者の役割ポータルサイト」をご参照下さい。  
発注者の役割ポータルサイト URL <[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000084.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html)>

（問い合わせ先）

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 榊、鎮西

TEL：03-5253-8111（内線 23223、23226）、03-5253-8234（直通）、FAX：03-5253-1542